平成２４年（フ）第２１０号
愛媛県松山市桑原４丁目１番13号　コーポアサイ106号
債務者　髙橋　訓夫
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２８号
愛媛県松山市石風呂町63番地
債務者　中村　田鶴
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３４号
愛媛県松山市西長戸町405番地５　ヴィラ長戸205号
債務者　中村　淳二
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３６号
愛媛県松山市市坪北１丁目19番２号　市坪団地２棟33号
債務者　福田百合子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４６号
愛媛県松山市旭町45番地４　旭ハイツ３Ｂ号
債務者　越智　優子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８７号
福岡県宗像市広陵台４丁目１番地22
債務者　野間　和久
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３７号
福岡市南区和田４丁目１番17号
債務者　田中江里子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１４号
福岡県筑紫野市大字吉木2563番地、2564番地
債務者　井手　隼人
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９６号
福岡市早良区百道浜４丁目３番１―1306号
債務者　平井　孝登
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９００号
福岡県福津市西福間３丁目37番１号桜アパート112号
債務者　駒走　和也
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１８号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目４番10―303号
債務者　林田　聡美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４７号
福岡県太宰府市朱雀４丁目17番18号
債務者　米原　哲吉
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2615番地１　シティーマンション空港東　706号
債務者　長谷　知子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７２号
福岡県糸島市神在640番地１セジュールＭＡＫＩ　203号
債務者　瓜生　元徳
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８１号
福岡県太宰府市水城４丁目18番18号堀コーポ101号
債務者　川上　雅之
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１２号
福岡市城南区南片江２丁目14番６号
債務者　森田　志延
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１６号
福岡市南区高宮４丁目８番２号
債務者　小池　　功
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１７号
福岡市南区高宮４丁目８番２号
債務者　小池　順子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部